

平成27年第8回平取町議会定例会（開会 午後 1時30分）

議長

皆さんご苦労さんでございます。ただいまより、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって2番丹野議員と3番櫻井議員を指名します。

日程第2、選挙第1号平取町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。お諮りします。選挙方法につきましては、議会運営基準41先例4により、議長の指名推薦によることが規定されておりますので、議長が指名したいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って選挙の方法につきましては、議長が指名推薦することに決定しました。それでは、指名をいたします。選挙管理委員会委員につきましては、遠藤裕昭氏、丹羽剛氏、川上憲司氏、互野勝弘氏の4名と、次に補充員には、香田文雄氏、三神玲子氏、堀内敏明氏、粒来高史氏の4名を指名します。ただいま指名したあわせて8名の方を当選人と決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、平取町選挙管理委員会委員及び補充員については、ただいま指名いたしました8名を当選人と決定しました。

日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてご説明をいたします。人権擁護委員に次の者を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。意見を求める方は、住所、沙流郡平取町字紫雲古津225番地14、氏名は高地岩男氏であります。生年月日は昭和23年6月15日、67歳でございます。この度の推薦につきましては、前任者でありました故上田智己氏の後任として新規に推薦するものでございます。次のページをご覧ください。経歴概要でございますが、高地氏につきましては学歴は昭和47年の3月に北海道教育大学釧路分校を卒業され、職歴といたしましては、昭和47年の5月から47年の10月まで千葉県の教育委員会教諭として勤務され、その後、昭和47年の10月から昭和51年の9月まで、法務教官として勤務されてございます。その後、昭和51年の9月から平成21年の3月まで、北海道教育委員会の勤務ということで、ここに一覧のとおり、51年の9月には平取町立平取中学校の教諭、平成8年の4月には浦河町立の荻伏中学校の教頭、13年の4月に同中学校の校長、平成16年の4月に平取町立平取中学校の校長で退職がなされております。その後平成21年の4月から26年の3月まで、平取町の教育委員会指導主事としてご尽力をいただいております。人格識見も高く、適任者でありますので、

議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。人権擁護委員として高地岩男氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、高地岩男氏を推薦することとして答申することに決定しました。

日程第4、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第2号人権擁護委員の推薦についてご説明をいたします。人権擁護委員に次の者を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。意見を求める方は、住所、沙流郡平取町字貫気別45番地1、氏名、西島達夫氏でございます。生年月日は昭和20年3月17日、70歳でございます。次のページをお開き願います。経歴概要であります。西島氏については、平成16年1月の1日から現在まで、人権擁護委員として4期ご尽力いただきまして、引き続き、継続を求めるものでございますので、説明は省略をさせていただきます。人格識見も高く、適任者でございますので、議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。人権擁護委員として西島達夫氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、西島達夫氏を推薦することとして、答申することに決定しました。

日程第5、議案第1号公平委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号公平委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町公平委員会委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める

方は、住所、沙流郡平取町字荷葉11番地2、氏名、和田ともよさんであります。生年月日は昭和42年3月14日、48歳でございます。これまで公平委員でありました富士元美枝子さんが町外転出となったため、後任として和田ともよさんの同意を求めるものでございます。次のページをご覧ください。経歴概要であります。和田さんは学歴は平成元年3月31日、北海道衛生学院助産婦科卒業でございます。職業は非常勤看護師として、社会福祉法人平取福祉会かつら園デイサービスセンターで勤務をしてございます。公職歴は平成7年6月1日から現在まで、平取消防団女性消防団員としてご尽力をいただいております。人格識見も高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、和田ともよ氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号公平委員の選任については同意することに決定しました。

日程第6、議案第2号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第2号固定資産評価審査委員の選任についてご説明申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町振内町34番地1、氏名、瀧治氏であります。生年月日は昭和33年8月5日、57歳でございます。次のページをお開き願いたいと思います。経歴概要については、以下、ご覧のとおりでございますが、平成22年2月4日から現在まで、平取町の固定資産評価審査委員として、ご尽力をいただき、引き続いての継続を求めるものでございます。人格、識見も高く、適任者でありますので、引き続き選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について瀧治氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第7、議案第3号平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第3号平取町税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。議案書の8ページをご覧くださいと思います。平取町税条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧くださいと思います。平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されましたが、これに伴う改正と本年6月議会で議決をいただきました平取町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容の1点目としましては、町が徴収の猶予や換価の猶予をする場合における、徴収金の納付の方法や、申請書の記載事項、添付書類などについて、法律に条例委任事項が設けられたことに伴い、条例で定めるものであります。2点目としましては、本年6月議会で議決をいただきました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴う条例の一部改正のうち、納付書の第2条第3号の納付書の用語の意義において、法人番号の定義を規定していたところですが、今回の一部改正でその改正規定を削除することとしたため、後に続く条文に法人番号の定義を追加するものであります。それでは、条文に基づき、改正内容についてご説明申し上げますので15ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。はじめに第8条、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法についてですが、1項では分割納付の方法として、毎月の納付を原則とするものであります。次に、第2項から第5項までは、徴収の猶予または、徴収の猶予期間を延長する場合における納入方法について、定めるものであります。すなわち、第2項及び第3項では、分割納入の各月の納付期限または納付金額は、町が定めることとするものであります。第4項及び第5項では、町が分割納入の各月の納付期限または納付金額を定めたときは、徴収の猶予等を受けた者に通知することとするものであります。次に、第9条、徴収猶予の申請手続等についてですが、第1項、第2項については徴収の猶予を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について、定めるものであります。第3項及び第4項については、法定納付期限から1年を経過した日以後に納付し、または納入すべき額が確定した場合における徴収の猶予を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めるものであります。第5項については、徴収の猶予期間を延長する場合の申請書記載事項及び添付書類について、定めるものであります。第6項については災害等による徴収の猶予をする場合で添付書類の提出が免除される場合であっても、提出が義務付けられる書類について、条例で定めるもの

であります。すなわち、担保に関する書類については、提出しなければならない旨を定めるものであります。次のページ、17ページをご覧くださいと思います。第7項は申請書または添付書類の記載に不備がある場合の訂正期限について20日とするものであります。次に第10条、徴収猶予の取消しについてですけれども、徴収猶予の取消し事由のうち、新たに徴収猶予の適用となる町の徴収金以外の町の債権に係る債務の不履行があった場合には、やむを得ない理由があると認めるときは除き、徴収猶予の適用を取消すこと定めるものであります。第11条職権による換価の猶予の手續等についてですが、第1項及び第2項においては、法第15条第3項及び第5項の規定を準用するものでありまして、第8条のところで説明をしました徴収の猶予等と同様の規定となっていますので、説明を省略したいと存じます。第3項については職権で換価猶予をする場合に町が必要に応じて提供を求めることができる書類について、定めるものであります。次に第4項については職権による換価猶予の取消し事由を規定しているものでありまして、先ほど第10条のところで説明をしました、徴収猶予の取消しと同様の規定となっていますので、説明を省略したいと存じます。次に第12条、申請による換価の猶予の申請手續等についてですが、第1項では換価の猶予を申請する期限を町の徴収金の納期限から6か月とするものであります。第2項については申請による換価猶予の不許可事由について規定しているものでありまして、先ほど第10条のところで説明をしました、徴収猶予の取消しと同様の規定となっていますので、説明は省略したいと存じます。第3項及び第4項については、第11条第1項及び第2項と同様の規定となっていますので、説明を省略したいと存じます。第5項及び第6項については申請による換価の猶予を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類について定めるものであります。第7項については申請による換価の猶予の延長を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について、定めるものであります。第8項については、申請書または添付書類の記載に不備がある場合の訂正期限を20日とするものであります。第9項につきましても、第15条の3第1項第4号の規定を準用するものでありまして、先ほど第10条のところで説明をしました徴収猶予の取消しと同様の規定となっていますので、説明は省略したいと存じます。次に第13条、担保を徴する必要がある場合の規定についてですけれども、担保を不要とする規定について定めるものでありまして、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合、または特別の事情がある場合とするものであります。第18条、公示送達及び、次のページの第23条町民税の納税義務者等の規定については、今回の条例改正におきまして、第8条第1項で地方税法、第9条第2項第4号では地方税法施行令の文言を用い、以下「法」以下「令」としたため、この後に続く条文中に地方税法や地方税法施行令の文言を用いる場合には、それぞれ、「法」または「令」というように、省略するものであります。次のページをご覧くださいと思います。はじめに、第2条用語の規定であります。6月に議会提案をし

ました一部改正では、町で作成する納付書または納入書に、今までの住所及び氏名等の記載に加え、法人にあっては法人番号の記載を義務付けるものでありましたが、この改正規定を削り、元の条文の規定に戻すものであります。次に第36条の2、町民税の申告から次の次のページの第147条の入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告までの条文改正につきましては、第2条第3号第4号を今回の改正で削除したため、第3号に規定されていた法人番号の定義を、それぞれの条文において、追加するものであります。次に、附則第1条、施行期日の改正については、先ほど説明したとおり、本則条文で、第2条第3号及び第4号の改正条文を削除したため、施行期日からその条文規定を削除するものであります。次に、戻っていただきまして、議案の14ページの附則をご覧くださいと思います。この条例は、マイナンバー法関連条文の改正については公布の日から、また徴収の猶予等の法律に条例委任事項が設けられたことに伴う改正につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。次に、第2条については徴収の猶予等の経過措置について、規定しているものであります。納税者の申請による徴収猶予や職権による換価猶予の規定は、平成28年4月1日以後にされる徴収の猶予、換価猶予に適用するものであります。また、納税者の申請による換価猶予の規定については、平成28年4月1日以後に納期限が到来する、町の徴収金について適用するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平取町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案書24ページにあります議案第4号平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用に関する条例の制定について、ご説明いたしますので、お手元に別途お配りしてあります資料をご覧くださいと思います。はじめに、1制定の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは番号

法、いわゆるマイナンバー法といわれているものでありますが、この法律の施行に伴い、平取町における個人番号に関し、町はこれをどのように利用するかを定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。次に、2条例の主な内容であります。第4条の1項から4項までの個人番号の利用範囲についての規定がその中心となっております。(1)第1項は町の独自事務に関する利用範囲であります。①条例別表第1は、町の執行機関とその利用範囲に該当する町の独自事務の名称を次のとおり定めるものであります。重度心身障がい者、ひとり親、乳幼児医療費助成事業、子育て支援医療費還元事業がこれにあたります。②条例別表第2は、上記①に加えて、特定個人情報の範囲を定めたもので、生活保護法、地方税法、住民基本台帳法に関する事務がこれにあたります。(2)第2項は利用限度で、町は今申し上げました上記(1)の①重度心身障がい者、ひとり親、乳幼児医療費助成事業、子育て支援医療費還元事業の事務を処理するため必要な限度で(1)の②生活保護法、地方税法、住民基本台帳法に関する事務に関する町内部の特定個人情報を利用することができるものとしてあります。ただし、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムにより、国や他の自治体から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではないといたします。(3)第3項は、国・地方の事務に関する利用限度範囲で、町は番号法に掲げる次の事務を処理するため、必要な限度で町内部の特定個人情報を利用できるとするものであります。地方税、国保・介護保険・後期高齢の保険、福祉、年金、住宅業務等がこれに該当いたします。国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムにより国や他の自治体から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、このかぎりではないということにつきましては、第2項と同様であります。(4)第4項は、書面提出のみなし規定でありまして、第2項で定めた事務について、町が町内部の特定個人情報の利用を行う場合には他の条例や規則等に書面の提出が義務付けられている場合であっても、当該書面、例えば住民票、所得証明、非課税証明等の添付書類の提出があったものとみなすとするものであります。これは町がマイナンバーを使って、個人情報を収集する場合は、町民は窓口において、住民票、所得証明、非課税証明等の添付が不要になるという内容であります。3 この条例の施行期日は附則で、これを個人番号制度が本格的にスタートする平成28年1月1日と定めようとするものであります。以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

はい、議案第5号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、12月2日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして議会の議決を得ようとするものであります。工事名は振内中学校校舎耐震補強及び大規模改造工事であります。工事場所は沙流郡平取町振内町101番地1であります。工事概要は鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積2146㎡の壁、柱の耐震補強及び内外部改修工事であります。請負金額につきましては1億9454万4000円であります。請負契約者は、菱中・小林特定建設工事共同企業体、代表者は苫小牧市錦町2丁目6番22号、菱中建設株式会社苫小牧本店取締役執行役員本店長 永田博司、構成員は沙流郡平取町字荷菜40番地6、株式会社小林組代表取締役 小林史明であります。なお、この工期につきましては、平成28年3月31日としておりますが、延長を予定しております。本工事における入札参加者は丸彦渡辺・日新特定建設工事共同企業体、岩倉・五十嵐特定建設工事共同企業体、菱中・小林特定建設工事共同企業体の3企業体であります。入札につきましては、2度、不落となりましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約といたしました。出資比率は、55対45であります。以上で工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平成27年度平取町一般会計補正予算第6号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号平成27年度平取町一般会計補正予算第6号につきましてご説明申

し上げますので、議案書 28 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ 9950 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、58 億 8019 万 6 千円にしようとするものであります。第 2 項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとし、第 2 条におきまして、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」によるものとしてあります。また、第 3 条において、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」によるものとしてあります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の 38 ページ上段をご覧ください。科目は、2 款 1 項 1 目一般管理費 13 節委託料、金額は番号法関連例規整備委託料 93 万 5 千円の減額であります。これは見積もり合わせによって、当初の予算より低い価格を提示した業者があったため、結果的に執行残が生じたことによるものであります。同じく、18 節備品購入費 167 万円の追加補正で、内容は、個人番号カード交付顔認証システム機器購入 34 万 6 千円、これは、個人番号カードを町民課窓口で交付する際に、申請した個人の顔をカメラ付きのパソコンで認識し、カードについている顔写真と本人が同一人物かどうかを確認し認証する機器一式です。次に個人番号カードタッチパネル端末機購入 38 万 9 千円、これは、町が個人番号カードを交付する際に、それを申請した個人に 4 桁の暗証番号を入力していただくためのタッチパネルの機器一式です。いずれも国からの指導により、導入する機械であります。職員用パソコン 5 台 93 万 5 千円は、職員の事務用パソコンについて、故障した場合に、事務に支障が生じないように、速やかに交換するための予備用パソコンを購入するためのものであります。続いて 38 ページ下段の 2 款 1 項 9 目企画費 19 節負担金、補助及び交付金、金額は 219 万 6 千円であります。これは、生活交通確保対策事業費補助金で、町内の生活バス路線について、乗車人数の減少による経費の増加により、事業者の赤字が当初予算より拡大したため、町民の足の確保の観点から、町として、事業を行う道南バス株式会社に対して必要な補助金を交付するものであります。次に、39 ページ上段の 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 8 節報償費 202 万 4 千円の減額であります。これは、象徴空間広域関連事業検討会謝金 17 万 6 千円の追加並びに地域おこし協力隊の隊員減少による謝金の減額 220 万円を差し引いたものであります。同じく、9 節旅費 50 万 1 千円は、象徴空間広域関連事業を推進するために、理事者及び職員が札幌ないし東京に出張するためのものであります。同じく、13 節委託料 152 万 3 千円は、本年 10 月に政府のアイヌ政策推進会議で、平取町が象徴空間の広域関連区域に選定されたことから、当町の今後の役割の明確化と相互交流の拠点づくりを国に提案する具現化プランを作成するための経費に充てるものであります。以上、1 目社会福祉総務費合計で、減額と増額、差引きプラスマイナスゼロとなります。次に、39 ページ下段の 3 款 2 項 2 目児童措置費 13 節委

託料 2056万7千円の増額補正であります。これは、子ども・子育て支援制度が平成27年度から大幅に改定されたことにより、常設保育所の運営費について、平成27年度当初予算作成時には、国の公定価格の単価と加算率が明らかにされていなかったため、やむを得ず26年度の単価と加算率を用いて当初予算を計上しておりましたが、本年10月にこれが決定され、4月にさかのぼって適用されたことから、この差額分をこのたび補正をするものであります。続いて40ページ上段の5款1項2目農業振興費8節報償費、農業研修生受入指導謝金128万円の減額並びに19節負担金、補助及び交付金、農業者就農対策補助金900万円の減額、合計1028万円の減額補正であります。これらは、いずれも、平成27年度当初予算の編成終了後に、農業研修生受入指導並びに農業者就農対策事業に関して、本年3月議会において、27年度に予算を繰り越すことを前提に、補正の議決をいただいて申請したものが、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の採択により、交付金の対象となりましたことから、本年3月に補正した平成26年度補正予算の事業を繰越明許費として、平成27年度で執行することとし、27年度当初予算計上分について、今回、この全額を減額しようとするものであります。続いて、40ページ下段の8款1項1目消防費19節負担金、補助及び交付金、日高西部消防組合負担金632万4千円の減額補正であります。平取支署費として、消防平取支署職員給料、共済費、光熱水費等を差引き合計27万円の減額、平取消防施設費として、シャッター改修工事請負費、デジタル無線受令機及びガレージ購入費合計400万円の増額、消防本部との共通費で、38万6千円の減額、歳入として、危険物取扱（届出）手数料3万3千円さらに、平成26年度繰越金が963万5千円あることから、以上差引き町から消防本部への負担金632万4千円を減額しようとするものであります。次に、41ページ上段の9款3項3目学校建設費11節需用費、振内中学校屋内体育館改築事業に関する事務費として、58万6千円、同じく、13節委託料は、改築工事管理業務委託料として、237万円、同じく、15節工事請負費は、改築工事費として、8400万円を追加補正しようとするものであります。この補正の理由は、当該振内中学校屋内体育館改築工事を、当初は、平成28年度の予算で実施する予定としておりましたが、平成27年度において、全体工事費2億8千万円のうち、その30%にあたる8400万円を平成27年度に予算補正し、これを継続事業費とすることによって、平成28年度の国からの補助金交付と改築工事の着工を確実なものとするとともに、27年度で制度が終了する東日本大震災関連の交付金の交付並びに地方交付税交付金の算入率が高い全国防災事業債の起債を行うことができるメリットを最大限に活かすことが得策であると判断したためであります。41ページ下段の12款1項2目簡易水道特別会計繰出金28節繰出金565万6千円の追加補正であります。これは、水道料の過誤納金の返還320万8千円、町内荷菜地区に新築中のアパート建設に伴う水量不足解消を目的とした水道本管延長工事請負費など244万8千円、合計565万6千円

を簡易水道特別会計に繰り出すものであります。歳出については、以上であります。歳入につきまして、ご説明申し上げますので、34ページをお開き願います。12款1項1目民生費負担金1節児童福祉費負担金488万3千円の減額であります。これは、39ページ下段でご説明いたしました常設保育所運営費の補正に関し、保護者負担金分について、本年度27年度は、年度当初の時点で国の公定価格等が決定しておらず、10月になってから決まったため、26年度の額と同様に暫定的に計上しておりましたことから、その金額と決定後の公定価格との間に差が生じたため、今回予算額の調整をするものであります。続いて、34ページ下段14款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金900万8千円は、保育所の運営費に関して国から受ける負担率2分の1の負担金の増額ですが、上段の1目民生費負担金でご説明いたしましたように、常設保育所に係る国の公定価格の決定が遅れたことによる当初予算額の調整であります。次に、35ページ上段、14款2項5目教育費国庫補助金3節中学校補助金3347万円の追加であります。これは、41ページ上段でご説明いたしました振内中学校屋内体育館改築工事に関する国からの補助金であります。35ページ下段15款1項1目民生費道負担金2節児童福祉費負担金450万4千円は、保育所の運営費に関する道の負担率4分の1の負担金の増額であります。先ほど国庫負担金でご説明申し上げましたように、常設保育所運営費に係る国の公定価格の決定が遅れたことによる当初予算の調整であります。次に、36ページ上段、19款1項1目繰越金1節繰越金、金額は1300万7千円の追加補正であります。これは、今回の補正に関して、対象となる国や道の補助金、交付金、起債など、可能な特定財源を充当した上で、なお不足する財源につきまして、平成26年度一般会計繰越金から求めようとするものであります。次に、36ページ下段21款1項3目農林水産業債1節農業債、金額は900万円の減額であります。内訳は、歳出の40ページ上段でご説明いたしました農業研修生就農対策事業の減額補正に関し、その財源といたしておりました地方債900万円を減額するものであります。次に、37ページ上段21款1項5目教育債1節教育債、金額は5340万円であります。これは、41ページ上段でご説明いたしました振内中学校屋内体育館改築事業の財源の一部とする起債で、地方交付税交付金の算入率が80%となる東日本大震災関連の全国防災事業債という起債であり、過疎債に比べて、高率なものであります。以上が、議案29ページから30ページに記載の第1表、歳入歳出予算補正に関する内容であります。続いて、31ページの第2表、継続費は、議案41ページ上段でご説明いたしました振内中学校屋内体育館改築事業に関するもので、これを平成28年度に及ぶ継続費とすることとし、経費の総額を2億8922万1千円とし、その年度別の内訳として、平成27年度8695万6千円、平成28年度2億226万5千円と明示するものであります。次に、32ページの第3表、地方債補正は、40ページ上段でご説明いたしました農業者就農促進対策事業並びに41ページ上段の振内中学校屋内体育館改築事業に関

するもので、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示するものであります。以上、平成27年度平取町一般会計補正予算第6号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平成27年度一般会計補正予算第6号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平成27年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

44ページをご覧願います。議案第7号平取町簡易水道特別会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ565万6千円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億8010万8千円とするものであります。第2項においては歳入歳出予算の補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表の歳入歳出予算補正にすることとしております。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので48ページをお開き願います。3歳出、1款1項1目一般管理費におきまして320万8千円の増額であります。23節償還金利子及び割引料におきまして320万8千円の増額であります。水道使用料につきまして誤賦課が判明いたしましたので、相手方に誤賦課額と還付加算金相当額を返還するものであります。次に、2款1項2目建設改良費におきまして244万8千円の増額であります。15節工事請負費において荷菜地区におけます民間賃貸共同住宅建設に伴う、本町地区配水管整備工事におきまして、343万4千円を増額し、貫気別簡易水道配水管整備工事量水器取替工事、振内橋添架配水管工事におけます不用額98万6千円を減額するものであります。以上が歳出であります。次に歳入をご説明申し上げますので47ページをご覧願いたいと思います。4款1項1目一般会計繰入金におきまして565万6千円の増額でありまして、今回の補正財源を一般会計に求めたものであります。以上で補正予算につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号平成27年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第8号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案の理由でございますが、国の番号法の施行に伴いまして、平取町の介護保険条例においても保険料の徴収猶予及び減免の申請等の記載事項に個人番号を追加する必要があり、今回提案させていただきました。次のページをお開き願います。新旧対照表より説明いたします。現行、保険料の徴収猶予、第10条第2項第1号中、下線部分「及び住所」を改正案「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に改めます。次、保険料の減面であります。現行、第11条第2項中の下線部分、「支払い」を「支払」に改めます。これは文言整理でございます。同項第1号中の現行「及び住所」を改正案「、住所及び個人番号」に改める。この条例は平成28年1月1日から施行するものとします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号平取町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、報告第1号委員会審査報告について、

日程第14、報告第2号委員会審査報告について、以上2件を一括して議題とします。

決算審査特別委員会委員長より、平成27年第6回定例会認定第1号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号平

成26年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの審査が提出されております。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、報告第1号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

続いて報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

日程第15、報告第3号請願審査の結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第15、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です委員長の報告どおり、採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、報告第3号請願審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

日程第16、報告第4号陳情審査結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第16、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第4号陳情審査の結果報告について

は報告どおり採択と決定しました。休憩します。15分ほど休憩し、45分に再開いたします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

(休憩 午後 2時29分)

(再開 午後 2時45分)

議長

再開します。

お諮りします。意見書案第11号TPP交渉大筋合意に対する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第11号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第11号について、提出議員からの説明を求めます。9番松澤議員。

9番
松澤議員

追加日程第1となりました意見書案第11号につきまして、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第11号について、原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第12号介護報酬の再改定を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第12号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第12号について提出議員からの説明を求めます。9番松澤議員。

9番

追加日程第2となりました意見書案第12号につきまして、意見書案の朗読を

松澤議員

もって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第12号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

以上で議案の審議が終了いたしました。本定例会に付された、事件の審議状況を報告します。選挙1件を執行しました。諮問2件で答申2件。議案8件で同意2件、原案可決6件。報告4件で認定2件、採択2件。意見書案2件で原案可決2件。請願1件で委員会付託1件。陳情1件で委員会付託1件。承認1件で決定1件。これで本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年第8回平取町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

(議長、町長よりあいさつ)

(閉会 午後 2時57分)

